

取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

1. 取締役会実効性評価の実施概要について

弊社では、取締役会の実効性の維持・向上、ガバナンスの高度化を目的に以下要領にて取締役会実効性評価を実施し、その結果の概要を開示することとしております。

2025年度においては、以下の要領で実施し、2026年1月の取締役会にて審議いたしました。

| | | |
|---------|---|--|
| 対象者 | 2025年12月1日時点での全取締役及び監査等委員である取締役（計8名） | |
| 調査手法 | アンケート方式（無記名式） 各設問択一方式及び自由記述 | |
| 調査項目 | 以下の8つの大項目毎に個別設問を設定（設問数 計20） (1) メンバー構成 (5) 意思決定としての役割 (2) 開催頻度 (6) 情報提供 (3) 発言 (7) モニタリング (4) 付議事項 (8) 内部統制 | |
| 集計・評価方法 | 取締役、監査等委員である取締役別に事務局（経営企画本部）がアンケート結果を集計し、取締役会にて評価決定および課題確認 | |

2. 評価結果の概要について

(1) メンバー構成

取締役会の構成については、弁護士や税理士等の専門家が構成員として参画しており、一定の専門性は確保されているものと評価しております。一方で、将来的な観点から、技術やマーケティングに知見のあるメンバーの増員や、ESG・サステナビリティ、デジタル・DX分野に精通した専門人材の参画を検討する余地があると認識しております。

(2) 開催頻度

取締役会の開催頻度や、その運営は概ね適切になされていると評価しております。

(3) 発言

取締役会における発言については、発言数の多寡のみで判断するものではなく、審議内容に応じて質疑応答を中心とした議論が行われており、各取締役に対して適切な発言機会が付与されているものと評価しております。

(4) 付議事項

取締役会で審議すべき事項やそのタイミング、付議事項についての審議等は概ね適切になされていると評価しております。

(5) 意思決定としての役割

迅速かつ柔軟な意思決定や関連当事者との間の利益相反の管理等は概ね適切になされていると評価しております。

(6) 情報提供

取締役・取締役監査等委員による情報入手機会等については、全体として改善傾向にあると評価しております。また、各企業のトピックニュースが適時提供されており、事業展開の実情把握に資するものとなっております。一方で、更なる改善として、十分な検討・審議を行うため、保秘への配慮を前提としつつ、資料送付時期の早期化や、付議事項に関する説明資料を開催通知に併せて提供することが望ましいとの認識が示しております。

(7) モニタリング

経営戦略・経営計画の進捗については、毎回の取締役会における説明および資料により確認できており、認識の齟齬は生じていないものと評価しております。一方、経営者報酬体系については改善の余地があるとの意見があり、経営者に限定せず、グループ全体として見直しを検討すべき時期にあるとの認識が示さ

れております。なお、業績評価および報酬の対価性については、業績連動性および経営戦略・経営計画との整合性の観点から概ね適切に対応されているものと評価しております。

(8) 内部統制

内部統制の基本方針をもとに概ね適切になされると評価しておりますが、今後も形式的な報告にとどまらず、本質的な議論を実施し、グループ内への周知徹底を行うことが重要であると認識しております。

以上